

# 民間建築物アスベスト対策事業 補助金交付制度 ご利用の手引き



柏崎

柏崎市では、市内に存する建築物で、所有者等が吹付けアスベスト等が施工されているおそれのある建築物のアスベスト等の分析調査や、吹付けアスベスト又はアスベスト含有ロックウールの除去工事等を行う場合、一定の要件のもとその費用の一部を助成し、市民が安全で安心して生活できるよう生活環境の向上に努めます。

柏崎市

令和5（2023）年3月



## ◆ はじめに ◆

### アスベストとは？

天然に存在する繊維状鉱物で石綿（せきめん、いしわた）と呼ばれ、熱や摩擦等に強い特性があるので、これまで建築資材としてさまざまな形で使われてきましたが、アスベストを吸入すると人体へ健康被害を及ぼすことが判明し、現在では原則として製造も使用も禁止されているものです。アクチノライト、アモサイト、アンソフィライト、クリソタイル、クリソドライト、トレモライトの6種類に分類される全てのアスベストを対象としています。

### アスベスト対策の必要性

現在では、建築物にアスベストの飛散のおそれのある建築材料を使用することは禁止されていますが、過去に建てられた建築物においては、吹付け材にアスベストが含まれている建築物があり、放置していると劣化等に伴ってアスベストが飛散するおそれがあります。重量 0.1%超のアスベスト含有のおそれがある吹付け材が使用され始めたのは昭和 30 年代からですが、昭和 50（1975）年に吹付けアスベストの施工作業が原則禁止となった以降も、平成 7（1995）年 3 月 31 日までは 5%以下のアスベストを含有する吹付け材の吹付け作業は法で禁止されておらず、在庫品の使用も考慮して、国では平成 8（1996）年度以前に竣工（改修工事も含む）した建築物については調査対象と考えられています。

吹付けアスベスト等は、比較的規模の大きい鉄骨造の建築物の耐火被覆材として使用されている場合がほとんどですが、使用の疑わしい箇所が見つかったら、本当にアスベストが含まれているか早期の診断を行い、アスベストが含まれていると判明した場合には、健康被害の防止のために除去等の対策工事を行う必要があります。

なお、アスベストはその繊維が空気中に浮遊した状態にあると危険であるといわれており、露出して吹付けアスベスト等が使用されている場合、劣化等によりその繊維が飛散する恐れがありますが、アスベストを含有した成形板等の二次製品や天井裏・壁の内部にある吹付けアスベストからは、通常の使用状態では室内に繊維が飛散する可能性は低いと考えられます。

よって、本制度の対象は露出の有無は問いませんが、飛散の可能性の高い「吹付け材」に限定しているものです。

## ◆ 補助対象建築物 ◆

対象となる建築物は、柏崎市内にある民間の建築物（国、地方公共団体、その他これらに準じる者が所有するものを除く）とします。

- ☆！ご注意！☆
- ・国、地方公共団体その他公共団体から、既に同様の補助金の交付を受けている建築物は対象外です。
  - ・既に請負契約をしているものについては、補助金の申請をすることはできません。

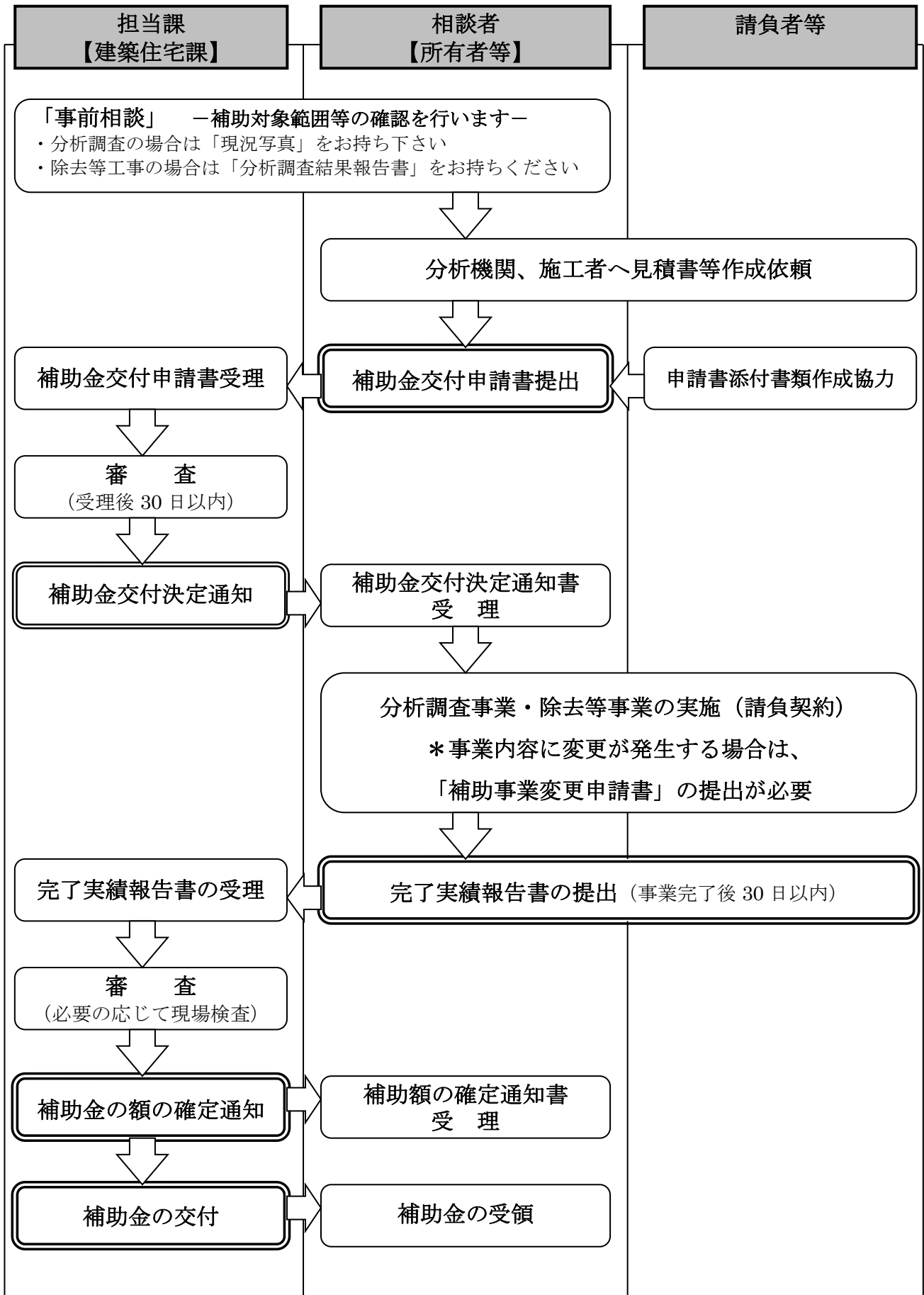
## ◆ 補助対象者 ◆

市税の滞納がないこと

◆ 補助対象事業・補助金額・基準一覧 ◆

	分析調査	除去等工事
補助対象事業	<p><u>アスベストを含有しているおそれのある吹付け建材に係る分析調査</u></p> <p>ー具体例ー</p> <p><u>吹付けアスベスト、アスベスト含有吹付けロックウール、吹付けバーミキュライト(吹付けひる石)、吹付けパーライト</u> 等</p> <p>※ 原則同一建築物における同年代、同用途の調査への補助は1箇所。ただし、年代が異なる増築等による施工者の違い、設計図書による複数の吹付け材の使用が確認できる場合等は複数箇所についても補助対象。</p>	<p>分析機関によりアスベストの含有が確認された、<u>吹付けアスベスト及び吹付けロックウール</u>(アスベストの重量が建築材の重量の0.1%を超えるもの)の<u>除去、封じ込め、囲い込み又は建築物の除却工事</u></p> <p>※ 吹付けバーミキュライト、吹付けパーライトの除去等工事については補助対象外。</p> <p>※ 建築基準法令等により求められる耐火性能を満たすために必要な耐火被覆等の施工に要する費用も補助対象に含む。</p>
補助金の額 (補助対象建築物1棟につき) ※1,000円未満の端数は切捨て	<p>補助対象経費以内の額で、<b>上限25万円まで</b></p> <p>※ 分析調査事業に要する経費で、分析調査する機関に支払う経費</p>	<p>補助対象経費の<b>2/3以内の額で、上限150万円まで</b></p> <p>※除去等事業に要する経費で、除去等を行う施工業者に支払う経費(建築物の除却工事の場合は、アスベストの除去工事に要する経費)</p>
基準	<p><b>【分析機関】</b></p> <p>社団法人日本作業環境測定協会、社団法人日本環境測定分析協会に所属するアスベストの有無及び含有量を測定できる機関又は下記調査方法によりアスベストの有無及び含有量を測定できる機関であること</p> <p><b>【調査方法】</b></p> <p>JIS A 1481-1～1481-5を標準とする。</p> <p>ただし、厚生労働省等の公的機関が公表した方法でアスベストの有無及び含有率を測定できる場合は、これによることができる</p> <p><b>【調査実施期間】</b></p> <p>補助金交付決定通知を受けた日から起算して、原則30日以内</p> <p><b>【その他】</b></p> <p>定性分析(アスベスト含有の有無)の結果がアスベスト有の場合、定量分析(アスベスト含有量調査)を行うこと。</p> <p><b>「建築物石綿含有建材調査者」によりアスベスト含有調査を実施すること。</b></p>	<p><b>【施工者】</b> 次のいずれかの者</p> <p>ア (財)日本建築センターが審査証明した「吹付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術」を有する者</p> <p>イ 建設業労働災害防止協会発行の「建築物の解体等工事における石綿粉じんへのばく露防止マニュアル」に掲げる工法又はこれと同等の方法に従って施工することが確実な者で、アに規定する飛散防止処理技術に相当する技術を有すると認められる者</p> <p><b>【施工方法】</b></p> <p>上記に掲げる施工者の区分に応じて、それぞれに規定する処理技術又はマニュアルに従って行うものであること。又、囲い込み及び封じ込みの処理工事の方法については、国土交通省告示第1173号(平成18年9月29日)によること</p> <p><b>【施工実施期間】</b></p> <p>補助金交付決定通知を受けた日から起算して、原則90日以内</p> <p><b>【その他】</b></p> <p>除去等事業実施により、建築基準法関係規定に不適合にならないよう必要に応じた措置を講じること</p> <p><b>除去等工事の事業計画の策定等を「特定建築物石綿含有建材調査者」が行うとともに、当該計画等に基づく現場体制に基づき実施すること</b></p>

## 民間建築物吹付けアスベスト対策事業補助金交付申請フロー



◆ 補助金交付に必要な書類一覧 ◆

分析調査 【申請時】

	提出様式	チェック	添付図書	内容
事前	事前相談票		アスベスト含有のおそれがあることを確認できる書類	「現況写真」、「設計図書」等 ※建築時に吹付け材の仕様が示されている図書等
補助金交付申請	様式第1号 「補助金交付申請書」		ア 補助事業実施計画書	様式第2号
			イ 平面図	アスベスト等施工場所を表示したもの
			ウ 現況写真	建物外観、及びアスベスト等施工場所が判断できるもの
			エ 建物の所有者であることが確認できる書面	固定資産税課税明細書の写し、登記簿謄本等の写し等
			オ 市税納税証明書	未納がない旨の証明書 ただし、「補助金交付申請書」裏面の同意事項について同意をした場合は添付不要
			カ 見積書	分析機関の調査費用がわかるもの
			キ 委任状	※代理人が申請する場合に限る
		ク その他市長が必要と認める書類		

※ 定性分析（アスベスト含有の有無）の結果がアスベスト有の場合、定量分析（アスベスト含有量調査）を行ってください。当初交付申請は、定性分析、定量分析の両方を実施する計画で提出してください。

※ 定性分析の結果アスベスト無と判明した場合は、定量分析の取り止めの変更申請が必要となります。  
変更申請には、変更後の見積書等が必要になります。詳しくはお問い合わせください。

【完了時】

	提出様式	チェック	添付図書	内容
事業完了報告	様式第8号 「補助事業実績報告書」		ア 分析機関が発行した分調査結果報告書等の写し	厚生労働省通知による「石綿分析結果報告書」又はこれと同等の情報が記載された資料
			イ 請負者と締結した契約書の写し	※契約しない場合は不要
			ウ 領収書の写し	分析機関が下請負人となる場合は、分析機関の領収書の写しを含む
			エ その他市長が必要と認める書類	

## 除去等工事【申請時】

	提出様式	チェック	添付図書	内 容
事前	事前相談票		分析機関による分析調査結果報告書	
補助金交付申請	様式第1号 「補助金交付申請」		ア 補助事業実施計画書	様式第2号
			イ 平面図	アスベスト等施工場所を表示したもの
			ウ 現況写真	建物外観、及びアスベスト等施工場所が判断できるもの
			エ 建物の所有者であることが確認できる書面	固定資産税課税明細書の写し、登記簿謄本等の写し等
			オ 市税納税証明書	未納がない旨の証明書 ただし、「補助金交付申請書」裏面の同意事項について同意をした場合は添付不要
			カ 分析機関が発行した分析調査報告書の写し	石綿含有率(%)が明記されているもの
			キ 見積書	除去等施工会社(元請負人)から徴収したもの
			ク 工事施工計画書の写し	・各種届出書類の写しを含む ・規定の施工者であることが確認できる書類(石綿作業主任者証の写し等) ・処分場等の許可証の写し 等
			ケ 委任状	※代理人が申請する場合
	コ その他市長が必要と認める書類			

## 【完了時】

	提出様式	チェック	添付図書	内 容
事業完了報告	様式第8号 「補助事業実績報告書」		ア 工事写真	工事箇所ごとの施工前、施工中及び施工後の写真
			イ 除去等工事の結果報告書	施工者が発行したもの
			ウ 請負者と締結した契約書の写し	
			エ 領収書の写し	
			オ マニフェストの写し	※処分した場合に限る
			カ その他市長が必要と認める書類	



◆ 申請受付窓口、制度に関するお問い合わせ先 ◆

柏崎市 都市整備部 建築住宅課

〒945-8511

新潟県柏崎市日石町2番1号 本館4階

Tel 0257-23-5111 (代) 0257-21-2291 (直)

Fax 0257-23-5116



柏崎市民間建築物アスベスト対策事業

「事前相談票」

年 月 日

相 談 者	住所			
	氏名			
	連絡先	— —		
	<input type="checkbox"/> 建築物所有者 <input type="checkbox"/> マンション管理組合 <input type="checkbox"/> 施工者、設計事務所 <input type="checkbox"/> その他 (                      )			
建築物名				
所在地	柏崎市			
建築物規模	施工年	年	階 数	/
	用 途		構 造	造
補助対象事業	<input type="checkbox"/> 分析調査事業			
	<input type="checkbox"/> 除去等事業 (分析機関名                      )			
吹付け材の概要	商品名			
	設計・施工図書 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			